

資料提供(説明付き) 平成30年12月27日(木) 16時00分～	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
一志総合支所 地域振興課 (電話059-293-3000)	地域振興課長 前田博之

一志総合支所収納窓口における過収納金の発生について

このことについて、平成30年12月14日(金)の収納金と領収済み通知書を確認したところ、1万円の過収納金があることが判明しました。

記

1 概要

一志総合支所地域振興課職員が、平成30年12月14日(金)14時に金融機関へ送金するため、同日8時30分から14時までに取り扱った収納金17名28件(固定資産税、市民税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、水道料金)について収納金と領収済通知書を確認したところ、1万円の過収納金があることが判明しました。

2 発生日時

平成30年12月14日(金)8時30分から14時までの間

3 発生場所

一志総合支所地域振興課

4 原因

受領した紙幣の十分な確認を怠ったことが原因であると考えられます。

5 調査結果

1万円の過収納金が発覚した直後から、地域振興課職員で納税通知書、収納金額及び収納場所を徹底的に確認しましたが、過収納金の納付者を特定することができませんでした。

また、過収納金の納付者からの申出もなかったため、発生日時に納付された方の住所氏名を確認し、平成30年12月20日(木)から3連休の最終日となる同月24日(月・休)まで訪問期間を定め、対象となる全ての納付をされた方に対し個別訪問を行い、過納付していないか直接確認しましたが、特定には至りませんでした。

6 今後の対応

今後、過収納金については、納付者が特定できた場合に迅速かつ的確に返還するため、一旦本市の歳入として整理を行います。

また、今後このようなことを二度と起こさないように、課内で再発防止に向けた協議を行い、これまで1名で収納を行っていたところを2名体制で収納金の確認を行うとともに、公金の管理に細心の注意を払い、特に新札の受領の際には確認を徹底する等、チェック体制の強化を図ります。